

別冊

漁業権者の名称及び住所、漁業権の免許番号、遊漁についての制限の範囲並びに遊漁料の額及びその納付の方法

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)			遊漁料の納付方法									
	住所	名称		手釣・竿釣	かご	その他										
内共 第1号	延岡市川島町834番地14	東海漁業協同組合 外2組合	<p>1 北川本流及び支流の内共第1号漁業権の区域で、あゆ、こい、うなぎ、ふな、おいかわ、やまめ又はもくずがにを採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。</p> <p>2 漁具・漁法の制限 (1) 手釣・竿釣 3本以内 かご 3個以内 (2) あゆの採捕期間は、6月10日から12月31日までとする。 (3) うなぎの採捕期間は、4月1日から9月30日までとする。 (4) もくずがにの採捕期間は、8月1日から11月30日までとする。</p> <p>3 禁止区域及び禁止期間 延岡市北川町長井宇新道第三トンネル東口より135度の線から下流可愛トンネル東口より90度の線までの区域においては、10月1日から12月15日まで遊漁をしてはならない。</p>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">1 手釣・竿釣</td> <td>あゆ、こい、ふな、うなぎ、おいかわ、やまめ</td> <td>1日 2,500 1年 5,000</td> </tr> <tr> <td>こい、ふな、うなぎ、おいかわ、やまめ</td> <td>1日 1,500 1年 3,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">手釣・竿釣、かご</td> <td>あゆ、こい、ふな、うなぎ、おいかわ、やまめ、もくずがに</td> <td>1日 3,500 1年 6,000</td> </tr> <tr> <td>こい、ふな、うなぎ、おいかわ、やまめ、もくずがに</td> <td>1日 2,500 1年 4,000</td> </tr> </table>	1 手釣・竿釣	あゆ、こい、ふな、うなぎ、おいかわ、やまめ	1日 2,500 1年 5,000	こい、ふな、うなぎ、おいかわ、やまめ	1日 1,500 1年 3,000	手釣・竿釣、かご	あゆ、こい、ふな、うなぎ、おいかわ、やまめ、もくずがに	1日 3,500 1年 6,000	こい、ふな、うなぎ、おいかわ、やまめ、もくずがに	1日 2,500 1年 4,000	2 70歳以上の高齢者又は肢体不自由者は半額とし、中学生以下は無料とする。	東海漁業協同組合、北川漁業協同組合、北浦内水面漁業協同組合又は遊漁証取扱所に納付
1 手釣・竿釣	あゆ、こい、ふな、うなぎ、おいかわ、やまめ	1日 2,500 1年 5,000														
	こい、ふな、うなぎ、おいかわ、やまめ	1日 1,500 1年 3,000														
手釣・竿釣、かご	あゆ、こい、ふな、うなぎ、おいかわ、やまめ、もくずがに	1日 3,500 1年 6,000														
	こい、ふな、うなぎ、おいかわ、やまめ、もくずがに	1日 2,500 1年 4,000														

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)	遊漁料の納付方法
	住所	名称			
内 共 第 2 号	延岡市日の出町二丁目1番地7	祝子川漁業協同組合	<p>1 祝子川本流及び支流の内共第2号漁業権の区域で、あゆ、こい、うなぎ、おいかわ、やまめ、にじます又はもくずがにを採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。</p> <p>2 漁具・漁法の制限 (1) 手釣 1本 竿釣 3本以内 筒 5個以内 かご 3個以内 (2) うなぎの採捕期間は、4月1日から9月30日までとする。</p>	<p>1 手釣・竿釣 1日 1,000 1年 5,000 筒 1年 7,000 かご 1年 1個3,000</p> <p>2 中学生以下は無料とし、身体障害者又は70歳以上の高齢者は半額とする。</p> <p>3 手釣・竿釣で遊漁をする場合、遊漁の現場で納付するときは、200円を加算する。</p>	祝子川漁業協同組合 又は漁場監視員に納付

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)	遊漁料の納付方法
	住所	名称			
内共 第3号	延岡市春日町一丁目11番地6	延岡五ヶ瀬川漁業協同組合 外1組合	<p>1 五ヶ瀬川本流の内共第3号漁業権の区域で、あゆ、うなぎ、おいかわ又はもくずがにを採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。</p> <p>2 漁具・漁法の制限</p> <p>(1) 手釣・竿釣 3本以内</p> <p>投網 15cmにつき10節以下、長さ3.5m以内 (船打投網は長さ4m以内)</p> <p>たも網 15cmにつき10節以下、口径1m以内</p> <p>柴漬 15個以内</p> <p>かご 3個以内</p> <p>(2) うなぎの採捕期間は、4月1日から9月30日までとする。</p> <p>(3) いさり金突であゆを採捕してはならない。また、潜水により行ってはならない。</p> <p>(4) もくずがにの採捕期間は、9月1日から11月30日までとする。</p> <p>(5) 寄網、地引網又は船打投網による遊漁は、理事会の許可を必要とする。</p> <p>(6) ちょんがけによる遊漁は行ってはならない。</p> <p>(7) カーバイトなどの薬物を使用してはならない。</p> <p>(8) リールを使用して引っかけ漁又はコロガシ漁を行ってはならない。</p> <p>(9) コロガシ漁の竿の長さは8.5m以内とする。</p> <p>(10) 錨網の長さは20m以内とする。</p>	<p>1 手釣・竿釣</p> <p>あゆ 1日 4,000 1年 10,000</p> <p>その他 1日 1,000 1年 3,000</p> <p>いさり金突 1日 1,000 1年 3,000</p> <p>たも網 1日 1,000 1年 3,000</p> <p>陸打投網 1年 10,000</p> <p>船打投網 1年 12,000</p> <p>かご 1年 4,000</p> <p>寄網、地引網 1年 30,000</p> <p>柴漬 1年 8,000</p> <p>2 中学生以下は無料とし、肢体不自由者は半額とする。</p> <p>3 手釣・竿釣又はたも網で遊漁をする場合、遊漁の現場で納付するときは、500円を加算する。</p> <p>4 投網の場合には、あゆ竿釣の遊漁料と投網の遊漁料を合算する。</p>	延岡五ヶ瀬川漁業協同組合、祝子川漁業協同組合、指定釣具店又は漁場監視員に納付

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)	遊漁料の納付方法
	住所	名称			
内共 第4号	延岡市春日町一丁目11番地6	延岡五ヶ瀬川漁業協同組合 外3組合	<p>1 五ヶ瀬川本流、支流及び派流の内共第4号漁業権の区域で、あゆ、うなぎ、おいかわ、やまめ、うぐい又はもくずがにを採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。</p> <p>2 漁具・漁法の制限</p> <p>(1) 手釣・竿釣 3本以内 投網 15cmにつき10節以下、1人1張、長さ3.5m以内 (船打投網は長さ4m以内) たも網 15cmにつき10節以下、口径1m以内 柴漬 15個以内 かご 3個以内</p> <p>(2) うなぎの採捕期間は、4月1日から9月30日までとする。</p> <p>(3) いさり金突であゆ又はやまめを採捕してはならない。また、潜水により行ってはならない。</p> <p>(4) 船打投網による遊漁は、日豊本線五ヶ瀬川鉄橋及び大瀬川鉄橋より下流の区域で行わなければならない。</p> <p>(5) もくずがにの採捕期間は、8月1日から11月30日までとする。</p> <p>(6) 寄網、地引網、陸打投網、船打投網又は柴漬による遊漁は、理事会の許可を必要とする。</p> <p>(7) ちょんがけによる遊漁は行ってはならない。</p> <p>(8) カーバイトなどの薬物を使用してはならない。</p> <p>(9) リールを使用して引っかけ漁又はコロガシ漁を行ってはならない。</p> <p>(10) コロガシ漁の竿の長さは8.5m以内とする。</p> <p>(11) 錨網の長さは20m以内とする。</p> <p>(12) 星山ダムより上流では投網を行ってはならない。</p> <p>(13) 灯光を使用したやまめの遊漁は行ってはならない。</p>	<p>1 手釣・竿釣</p> <p>あゆ 1日 4,000 1年 10,000</p> <p>やまめ 1日 3,000 1年 5,000</p> <p>その他 1日 1,000 1年 3,000</p> <p>いさり金突 1日 1,000 1年 3,000</p> <p>たも網 1日 1,000 1年 3,000</p> <p>陸打投網 1年 10,000</p> <p>船打投網 1年 12,000</p> <p>柴漬 1年 8,000</p> <p>かご 1年 4,000</p> <p>寄網、地引網 1年 30,000</p> <p>2 中学生以下は無料とし、高校生又は肢体不自由者は半額とする。</p> <p>3 手釣・竿釣又はたも網で遊漁をする場合、遊漁の現場で納付するときは、500円を加算する。</p> <p>4 投網の場合には、あゆ竿釣の遊漁料と投網の遊漁料を合算する。</p> <p>5 投網の補助者は1人までとし、あゆ竿釣りの遊漁料を支払う。</p>	延岡五ヶ瀬川漁業協同組合、大瀬川漁業協同組合、五ヶ瀬川漁業協同組合、西臼杵漁業協同組合、指定釣具店又は漁場監視員に納付

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)		遊漁料の納付方法
	住所	名称				
内共 第5号	東白杵郡門川町尾末2577番地7	五十鈴川漁業協同組合	<p>1 五十鈴川本流及び支流の内共第5号漁業権の区域で、あゆ、こい、うなぎ、やまめ又はもくずがにを採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。</p> <p>2 漁具・漁法の制限</p> <p>(1) 手釣・竿釣 3本以内 金突 1本 あゆかけ・とも釣 1本 投網 15cmにつき10節以下、長さ3m以内 たも網 15cmにつき10節以下 投刺網 1統 柴漬・うなぎ筒 15個以内 うなぎ石倉 10箇所以内 延縄 釣数500本以内 かご 3個以内</p> <p>(2) うなぎの採捕期間は、4月1日から9月30日までの間で組合が定めて公表する期間とする。</p> <p>(3) もくずがにの採捕期間は、8月1日から11月30日までの間で組合が定めて公表する期間とする。</p> <p>3 全長制限</p> <p>(1) 全長10cm以下のあゆは採捕してはならない。</p> <p>(2) 全長15cm以下のこいは採捕してはならない。</p> <p>(3) 甲羅の幅5cm以下のもくずがにには採捕してはならない。</p>	<p>1 手釣・竿釣 1日 500 1年 1,500</p> <p>金突、たも網 1日 600 1年 3,000</p> <p>投刺網 1年 6,500</p> <p>投網 1年 3,000</p> <p>あゆかけ・とも釣 1年 6,500</p> <p>延縄 1年 3,000</p> <p>柴漬 1年 6,500</p> <p>うなぎ筒 1年 3,000</p> <p>うなぎ石倉 1年 6,500</p> <p>かご 1年 3,000</p> <p>2 手釣・竿釣、金突又はたも網の場合には、小学生以下は無料とし、中学生、身体障害者又は70歳以上の高齢者は半額とする。</p> <p>3 手釣・竿釣、金突又はたも網で遊漁をする場合、遊漁の現場で納付するときは、500円を加算する。</p>	五十鈴川漁業協同組合 又は漁場監視員に納付	

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)	遊漁料の納付方法
	住所	名称			
内共 第6号	日向市永江町二丁目113番地	富島河川漁業協同組合	<p>1 塩見川本流及び支流の内共第6号漁業権の区域で、こい、うなぎ、ふな又はもくずがにを採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。</p> <p>2 漁具・漁法の制限 (1) 手釣・竿釣 3本以内 かご 3個以内 (2) うなぎの採捕期間は、4月1日から9月30日までとする。 (3) もくずがに漁業については、理事会の承認を必要とする。</p>	<p>1 手釣・竿釣 1日 1,500 1年 2,500</p> <p>かご 1年 3,000</p> <p>2 大学生以下又は身体障害者は無料とする。</p>	富島河川漁業協同組合 又は遊漁券販売所にて納付

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)	遊漁料の納付方法
	住所	名称			
内共 第7号	日向市東郷町山陰丙1374番地	耳川漁業協同組合 外5組合	<p>1 耳川本流及び支流の内共第7号漁業権の区域で、あゆ、こい、うなぎ、ふな、おいかわ、わかさぎ、やまめ又はもくずがにを採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。</p> <p>2 漁具・漁法の制限 (1) 手釣・竿釣 あゆ、やまめ、おいかわ、わかさぎ 1本 こい、ふな、うなぎ 3本以内 あゆ引きかけ 1本 かなつき 1本 投網 15cmにつき11節未満、1人1統、長さ3m以内 たも網 15cmにつき11節未満、1人1統、長さ3m以内 筒うけ 20個以内 柴漬 20束以内 延縄 1張25m以内、5張以内、釣数100本以内 延縄筒うけ 1張50m以内、6張以内 かご 3個以内 (2) あゆの採捕期間は、6月10日から12月31日までとする。 (3) うなぎの採捕期間は、4月1日から9月30日までの間で組合が定めて公表する期間とする。 (4) わかさぎの採捕期間は、1月1日から4月30日までとする。</p> <p>3 全長制限 甲羅の幅5cm以下のもくずがにには採捕してはならない。</p>	<p>1 投網 1年 5,000</p> <p>投網以外 やまめ 1日 2,000 1年 4,000</p> <p>その他 1日 1,000 1年 3,000</p> <p>2 小学生以下は無料とし、中学生又は肢体不自由者は半額とする。</p> <p>3 手釣・竿釣又はたも網で遊漁をする場合、遊漁の現場で納付するときは、100円を加算する。</p>	耳川漁業協同組合、諸塚漁業協同組合、椎葉村漁業協同組合、西郷漁業協同組合、余瀬飯谷漁業協同組合、美幸内水面漁業協同組合又は漁場監視員に納付

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)	遊漁料の納付方法
	住所	名称			
内共 第8号	日向市美々津町 3548	美幸内水面漁業協同組合	<p>1 石並川本流及び支流の内共第8号漁業権の区域で、あゆ、うなぎ、やまめ又はもくずがにを採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。</p> <p>2 漁具・漁法の制限 (1) 手釣・竿釣 3本以内 投網 15cmにつき11節未満、長さ3m以内 たも網 15cmにつき11節未満 筒 10個以内 柴漬 10個以内 延縄 1張25m以内、5張以内、釣数100本以内 かご 3個以内 (2) あゆの採捕期間は、6月10日から12月31日までの間で組合が定めて公表する期間とする。 (3) うなぎの採捕期間は、4月1日から9月30日までの間で組合が定めて公表する期間とする。</p> <p>3 全長制限 甲羅の幅5cm以下のもくずがにには採捕してはならない。</p>	<p>1 手釣・竿釣 あゆ、やまめ 1日 500 1年 1,500 うなぎ 1日 700 1年 1,500</p> <p>金突 1日 300 1年 1,000</p> <p>手竿あゆ引かけ 1日 1,500 1年 2,500</p> <p>瀬付あゆ引かけ 1日 500 1年 1,500</p> <p>延縄 1日 700 1年 1,500</p> <p>筒 1日 1,000 1年 2,500</p> <p>石倉、投網 1日 1,000 1年 2,000</p> <p>かご 1日 500 1年 1,500</p> <p>たも網 1日 1,500 1年 3,000</p> <p>刺網(瀬張網) 1日 2,000 1年 3,500</p> <p>2 網類及びかご以外の漁法の場合には、小学生以下は無料とし、中学生、身体障害者又は70歳以上の高齢者は半額とする。</p> <p>3 手釣・竿釣又はたも網による遊漁の場合で、遊漁の現場で納付するときは、100円を加算する。</p>	美幸内水面漁業協同組合 又は漁場監視員に納付

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)		遊漁料の納付方法
	住所	名称				
内 共 第 9 号	児湯郡都農町大字川北4874番地の2	名貫川淡水漁業協同組合	<p>1 名貫川本流及び支流の内共第9号漁業権の区域で、あゆ、うなぎ、やまめ又はもくずがにを採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。</p> <p>2 漁具・漁法の制限 (1) 手釣・竿釣 1本 手網 1統 金突 1本 筒 15個以内 かご 3個以内 (2) うなぎの採捕期間は、4月1日から9月30日までの間で組合が定めて公表する期間とする。</p> <p>3 禁止区域及び禁止期間 河口から500m上流堰堤までの内共第9号の区域においては、11月1日から12月31日まであゆを採捕してはならない。</p>	<p>1 竿釣 1日 500 1年 2,500</p> <p>手釣 1年 2,500</p> <p>手網 1年 2,500</p> <p>金突 1年 2,500</p> <p>筒 1年 2,500</p> <p>かご 1年 2,500</p> <p>2 小学生以下は無料とし、中学生、身体障害者又は70歳以上の高齢者は半額とする。</p>	名貫川淡水漁業協同組合 又は漁場監視員に納付	

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)		遊漁料の納付方法
	住所	名称				
内共 第11号	児湯郡高鍋町大字持田1690番地2	小丸川漁業協同組合 外1組合	<p>1 小丸川本流及び支流の内共第11号漁業権の区域で、あゆ、うなぎ、おいかわ、やまめ又はもくずがにを採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。</p> <p>2 漁具・漁法の制限 (1) 手釣・竿釣 3本以内 延縄・あゆ引きかけ・金突 1本 船打投網・片手網 15cmにつき11節未満、長さ3m以内 たも網、片手網 15cmにつき11節未満、口径1m以内 かご 3個以内 (2) うなぎの採捕期間は、4月1日から9月30日までとする。 (3) もくずがにの採捕期間は、8月1日から11月30日までとする。 (4) あゆについては、解禁の日から30日間は、手釣・竿釣以外の漁法で遊漁を行ってはならない。</p> <p>3 禁止区域及び禁止期間 (1) 木城町大字川原竹鳩用水取水口より上流50m、下流200mの区域においては、周年遊漁を行ってはならない。 (2) 高鍋町大字南高鍋古港橋より上流二本松橋までの区域においては、周年遊漁を行ってはならない。 (3) 木城町大字川原権現神社より上流50m、下流200mの区域においては、周年遊漁を行ってはならない。 (4) 高鍋町大字上江竹鳩橋より上流20m、下流20mの区域においては、周年遊漁を行ってはならない。 (5) 東郷町大字下三ヶ尻洗橋より上流のヤナバル橋までの区域においては、10月1日から12月31日まで遊漁を行ってはならない。</p> <p>4 全長制限 甲羅の幅5cm以下のもくずがにには採捕してはならない。</p>	<p>1 手釣・竿釣 1日 1,000 1年 3,000</p> <p>投網(船打除く) 1年 3,000</p> <p>船打投網 1年 3,500</p> <p>片手網 1年 4,500</p> <p>石倉 1年 4,500</p> <p>延縄 1年 2,500</p> <p>金突 1年 1,500</p> <p>かご かに 1年 2,000 その他 1年 4,500</p> <p>2 手釣・竿釣又は投網(船打除く)の場合、未就学児は無料とし、小中学生、肢体不自由者又は70歳以上の高齢者は半額とする。</p>	小丸川漁業協同組合、 上小丸川漁業協同組合 又は漁場監視員に納付	

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)		遊漁料の納付方法
	住所	名称				
内 共 第12号	児湯郡新富町富田三丁目104番地	新 佐 漁 業 協 同 組 合 外3組合	<p>1 一ツ瀬川本流及び支流の内共第12号漁業権の区域で、あゆ、うなぎ、おいかわ、やまめ又はもくずがにを採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。</p> <p>2 漁具・漁法の制限 (1) 手釣・竿釣 3本以内 張網 15cmにつき11節未満、長さ100m以内、3統以内 投網 15cmにつき11節未満、長さ3m以内 片手網 15cmにつき11節未満、長さ20m以内 たも網 15cmにつき11節未満 筒 15個以内 延縄・かせ針 針数500本以内 かご 3個以内 (2) うなぎの採捕期間は、4月1日から9月30日までの間で組合が定めて公表する期間とする。 (3) もくずがにの採捕期間は、8月1日から11月30日までの間で組合が定めて公表する期間とする。 (4) 網漁法によるおいかわの採捕期間は、投網又は片手網は7月1日から、張網は8月1日から2月末日までの間で組合が定めて公表する期間内とする。</p> <p>3 禁止区域及び禁止期間 西米良村大字上米良模の口石堂川及び石堂川と本流との合流点より上流100m、下流上米良北堰堤までの区域においては、周年遊漁を行ってはならない。</p> <p>4 全長制限 甲羅の幅5cm以下のもくずがにには採捕してはならない。</p>	<p>1 手釣・竿釣 一般 1日 1,500 1年 4,000 身体障害者又は 80歳以上の高齢者 1日 1,000 1年 3,000</p> <p>張網 一般 1日 2,500 1年 10,000 身体障害者又は 80歳以上の高齢者 1日 2,000 1年 7,000</p> <p>投網・片手網 一般 1日 2,500 1年 8,000 身体障害者又は 80歳以上の高齢者 1日 2,000 1年 6,000</p> <p>金突、筒、 延縄・かせ針、 かご 一般 1日 1,500 1年 4,000 身体障害者又は 80歳以上の高齢者 1日 1,000 1年 3,000</p> <p>2 手釣・竿釣の場合、中学生以下は無料とする。</p>	<p>新 佐 漁 業 協 同 組 合、 一ツ瀬川漁業協同組合、 椎葉村漁業協同組合、 西米良漁業協同組合 又は漁場監視員に納付</p>	

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)		遊漁料の納付方法
	住所	名称				
内 共 第13号	児湯郡新富町富田三丁目104番地	新 佐 漁 業 協 同 組 合 外1組合	<p>1 石崎川本流及び支流の内共第13号漁業権の区域で、こい、うなぎ、ふな又はもくずがにを採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。</p> <p>2 漁具・漁法の制限</p> <p>(1) 手釣・竿釣 3本以内</p> <p>張網 15cmにつき11節(こいは5節)未満、長さ100m以内、3統以内</p> <p>投網 15cmにつき11節未満、長さ3m以内</p> <p>片手網 15cmにつき11節未満、長さ20m以内</p> <p>たも網 15cmにつき11節未満</p> <p>筒 15個以内</p> <p>延縄・かせ針 針数500本以内</p> <p>かご 3個以内</p> <p>柴漬 15個以内</p> <p>(2) うなぎの採捕期間は、4月1日から9月30日までの間で組合が定めて公表する期間とする。</p> <p>(3) もくずがにの採捕期間は、8月1日から11月30日までの間で組合が定めて公表する期間とする。</p> <p>3 全長制限</p> <p>(1) 全長15cm以下のふなは採捕してはならない。</p> <p>(2) 甲羅の幅5cm以下のもくずがにには採捕してはならない。</p>	<p>1 手釣・竿釣 一般 1日 1,500</p> <p>1年 4,000</p> <p>身体障害者又は 80歳以上の高齢者 1日 1,000</p> <p>1年 3,000</p> <p>張網 一般 1日 2,500</p> <p>1年 10,000</p> <p>身体障害者又は 80歳以上の高齢者 1日 2,000</p> <p>1年 7,000</p> <p>投網・片手網 一般 1日 2,500</p> <p>1年 7,000</p> <p>身体障害者又は 80歳以上の高齢者 1日 2,000</p> <p>1年 6,000</p> <p>金突、筒、 延縄、かせ針、 柴漬、かご 一般 1日 1,500</p> <p>1年 4,000</p> <p>身体障害者又は 80歳以上の高齢者 1日 1,000</p> <p>1年 3,000</p> <p>2 手釣・竿釣、投網又は片手網の場合、中学生以下は無料とする。</p>	新 佐 漁 業 協 同 組 合、 一ツ瀬川漁業協同組合 又は漁場監視員に納付	

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)	遊漁料の納付方法
	住所	名称			
内共 第14号	東諸県郡綾町大字南俣514番地	綾漁業協同組合 外11組合	<p>1 大淀川本流及び支流の内共第14号漁業権の区域で、あゆ、こい、うなぎ、ふな、おいかわ、やまめ、うぐい又はもくずがにを採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。</p> <p>2 漁具・漁法の制限</p> <p>(1) 手釣・竿釣(穴釣、爆弾針)</p> <p>あゆ、おいかわ、やまめ 1本 うなぎ、こい、ふな、うぐい 3本以内 引かけ(あゆ) 1本 投網・船打投網 あゆ、うぐい 15cmにつき11節未満、5m以内 こい、ふな 15cmにつき8節以下、5m以内 おいかわ 15cmにつき13節以下、5m以内</p> <p>刺網 あゆ 15cmにつき11節未満、50m以内、2張以内 うぐい 15cmにつき11節未満、50m以内 こい、ふな 2張以内 おいかわ 15cmにつき13節以下、50m以内</p> <p>寄網 こい 15cmにつき6節以下 ふな 15cmにつき6節以下、50m以内 かせ針(うなぎ) 20本以内 延縄(うなぎ) 4張以内、50m以内 金突(うなぎ、こい、ふな) 1本 筒(うなぎ) 30本以内 蚊針(おいかわ) 1本 かご(こい、ふな、もくずがに) 3個以内</p> <p>(2) うなぎの採捕期間は、4月1日から9月30日までとする。</p> <p>(3) 別途組合の定める区域及び期間の範囲内であること。</p> <p>3 禁止区域及び禁止期間</p> <p>(1) 天神ダム及び広沢ダムにおいては、周年遊漁をしてはならない。</p> <p>(2) 三股町大字長田字天神原梶山橋(分流沖水川) 架設東西中心線より上流200m、下流200mの区域においては、周年遊漁をしてはならない。</p>	<p>1 手釣・竿釣(穴釣、爆弾針)、引かけ、かせ針</p> <p>1日 1,000 1年 3,000</p> <p>刺網 あゆ 1日 1,500 1年 10,000</p> <p>その他 1日 1,500 1年 5,500</p> <p>投網・船打投網、かご 1日 1,500 1年 5,000</p> <p>金突、延縄、筒 1日 2,000 1年 5,000</p> <p>寄網 1日 2,500 1年 7,000</p> <p>2 中学生以下は無料とする。</p> <p>3 身体障害者又は75歳以上の高齢者</p> <p>(1) 手釣・竿釣(穴釣、爆弾針)、引かけ、かせ針 1日 500 1年 2,000</p> <p>(2) 上記(1)以外の漁法 それぞれの額の半額</p>	<p>綾漁業協同組合、 大淀川第一漁業協同組合、 倉岡木脇漁業協同組合、 高岡川漁業協同組合、 境川漁業協同組合、 国富漁業協同組合、 宮崎内水面漁業協同組合、 須木村漁業協同組合、 高崎大淀川漁業協同組合、 都城淡水漁業協同組合、 三股町淡水漁業協同組合、 小林高原野尻漁業協同組合 又は漁場監視員に納付</p>

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)		遊漁料の納付方法
	住所	名称				
内共 第15号	宮崎市田野町甲2818番地	境川漁業協同組合 外2組合	1 清武川本流及び支流の内共第15号漁業権の区域で、あゆ、うなぎ又はもくずがにを採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。	1 手釣・竿釣 あゆ	1日 500 1年 3,000	境川漁業協同組合 清武川漁業協同組合、 木花内水面漁業協同組合 又は漁場監視員に納付
			2 漁具・漁法の制限 (1) 手釣・竿釣 3本以内 投網 15cmにつき10節以下、長さ3m以内 片手投網・刺網 15cmにつき10節以下、長さ20m以内 たも網 15cmにつき10節以下 筒、柴漬 20個以内 延縄 1張の針数50本以内、2張以内 かご 3個以内 (2) うなぎの採捕期間は、4月1日から9月30日までとする。 (3) あゆを刺網、投網、片手投網で採捕できる期間は、7月20日から12月31日までとする。 (4) あゆを刺網で採捕できる区間は、宮崎市清武町と宮崎市田野町との境界より上流の区域に限る。 3 禁止区域及び禁止期間 日南線鉄橋から上流500mまでの区域においては、10月1日から12月15日まで遊漁をしてはならない。	1 手釣・竿釣 3本以内 投網 15cmにつき10節以下、長さ3m以内 片手投網・刺網 15cmにつき10節以下、長さ20m以内 たも網 15cmにつき10節以下 筒、柴漬 20個以内 延縄 1張の針数50本以内、2張以内 かご 3個以内 (2) うなぎの採捕期間は、4月1日から9月30日までとする。 (3) あゆを刺網、投網、片手投網で採捕できる期間は、7月20日から12月31日までとする。 (4) あゆを刺網で採捕できる区間は、宮崎市清武町と宮崎市田野町との境界より上流の区域に限る。 3 禁止区域及び禁止期間 日南線鉄橋から上流500mまでの区域においては、10月1日から12月15日まで遊漁をしてはならない。	1 手釣・竿釣 3本以内 投網 15cmにつき10節以下、長さ3m以内 片手投網・刺網 15cmにつき10節以下、長さ20m以内 たも網 15cmにつき10節以下 筒、柴漬 20個以内 延縄 1張の針数50本以内、2張以内 かご 3個以内 (2) うなぎの採捕期間は、4月1日から9月30日までとする。 (3) あゆを刺網、投網、片手投網で採捕できる期間は、7月20日から12月31日までとする。 (4) あゆを刺網で採捕できる区間は、宮崎市清武町と宮崎市田野町との境界より上流の区域に限る。 3 禁止区域及び禁止期間 日南線鉄橋から上流500mまでの区域においては、10月1日から12月15日まで遊漁をしてはならない。	

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)		遊漁料の納付方法
	住所	名称				
内共 第16号	宮崎市大字熊野497番地1	木花内水面漁業協同組合	<p>1 加江田川本流及び支流の内共第16号漁業権の区域で、あゆ、うなぎ又はもくずがにを採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。</p> <p>2 漁具・漁法の制限 (1) 手釣・竿釣 3本以内 投網 15cmにつき10節以下、長さ3m以内 たも網 15cmにつき10節以下 筒、柴漬 20個以内 延縄 1張の針数50本以内、2張以内 かご 3個以内 (2) うなぎの採捕期間は、4月1日から9月30日までとする。 (3) あゆを投網で採捕できる期間は、7月20日から12月31日までとする。</p>	<p>1 手釣・竿釣 あゆ 1日 500 1年 3,000 うなぎ 1日 500 1年 2,000</p> <p>瀬かけ、金突 1日 500 1年 2,000</p> <p>たも網 1日 500 1年 5,000</p> <p>筒、延縄 1日 500 1年 3,000</p> <p>投網 1日 1,000 1年 5,000</p> <p>かご 1日 500 1年 3,000</p> <p>2 中学生以下は無料とし、身体障害者又は70歳以上の高齢者は半額とする。</p>	木花内水面漁業協同組合 又は漁場監視員に納付	

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)	遊漁料の納付方法
	住所	名称			
内共 第17号	えびの市大字栗下1292番地	川内川上流漁業協同組合	<p>1 川内川本流及び支流の内共第17号漁業権の区域で、あゆ、こい、うなぎ、ふな、おいかわ又はやまめを採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。</p> <p>2 漁具・漁法の制限 (1) 手釣・竿釣・穴釣 あゆ、やまめ、おいかわ 1本 うなぎ 3本以内 こい、ふな 5本以内 あゆ引きかけ・蚊針 1本 ヤス 1本 かせ針 30本以内 投網 おいかわ 15cmにつき13節以下、長さ5m以内 その他 15cmにつき11節未満、長さ5m以内 筒 30個以内 延縄 4張以内、1張の長さ10m以内</p> <p>(2) うなぎの採捕期間は、4月1日から9月30日までの間で組合が定めて公表する期間とする。</p> <p>(3) くるそん区域においては、竿釣による遊漁のみとする。</p> <p>(4) 蚊針によるやまめの採捕は、3月1日から5月31日までの間、禁止とする。</p> <p>3 全長制限 全長15cm以下のこいは採捕してはならない。</p>	<p>1 手釣・竿釣、蚊針、ヤス、かせ針 うなぎ 2日 1,000 1年 3,000 その他 1日 500 1年 3,000</p> <p>あゆ引きかけ 1日 500 1年 3,000</p> <p>投網 1日 1,000 1年 4,500</p> <p>筒、延縄 2日 1,000 1年 3,000</p> <p>2 手釣・竿釣の場合は、中学生以下又は身体障害者は無料とし、70歳以上の高齢者は1年2,000円、1日500円とする。</p>	川内川上流漁業協同組合 又は漁場監視員に納付

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)	遊漁料の納付方法
	住所	名称			
内共 第18号	日南市大字星倉5060番地	日南広渡川漁業協同組合	<p>1 広渡川本流及び支流の内共第18号漁業権の区域で、あゆ、こい、うなぎ、やまめ又はもくずがにを採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。</p> <p>2 漁具・漁法の制限 (1) 手釣・竿釣 5本以内 投網 15cmにつき10節以下、長さ3m以内 たも網 15cmにつき10節以下 石倉 5個以内 筒、柴漬 15個以内 延縄 針数100本以内 かご 3個以内</p> <p>(2) うなぎの採捕期間は、4月1日から9月30日までとする。 (3) もくずがにの採捕期間は、9月1日から11月30日までの間で組合が公表する期間とする。</p> <p>3 禁止区域及び禁止期間 酒谷川と広渡川との合流点から広渡川の上流1,000mまでの区域においては、9月15日から12月15日まで遊漁をしてはならない。</p> <p>4 全長制限 (1) 全長15cm以下のこいは採捕してはならない。 (2) 甲羅の幅5cm以下のもくずがにには採捕してはならない。</p>	<p>1 手釣・竿釣 あゆ、やまめ 1日 1,000 1年 3,000 うなぎ 1日 500 1年 3,000 こい 1日 500 1年 2,000 穴釣 1日 1,000 1年 3,000 あゆ引かけ 1日 1,000 1年 3,000 投網 あゆ 1日 1,000 1年 4,000 こい 1日 1,000 1年 6,500 船打投網 あゆ 1日 1,000 1年 5,000 こい 1日 1,000 1年 6,500 延縄、たも網、筒 1日 1,000 1年 3,000 石倉、かご 1日 1,000 1年 4,000 柴漬、素潜り 1日 1,000 1年 6,500</p> <p>2 手釣・竿釣、あゆ引かけ又は投網で遊漁をする場合、遊漁の現場で納付するときは、500円を加算する。</p>	日南広渡川漁業協同組合 又は漁場監視員に納付

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)	遊漁料の納付方法
	住所	名称			
内共 第19号	申間市大字南方249番地	申間市淡水漁業協同組合	<p>1 福島川本流及び支流の内共第19号漁業権の区域で、あゆ、うなぎ、やまめ又はもくずがにを採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。</p> <p>2 漁具・漁法の制限 (1) 手釣・竿釣 うなぎ 3本以内 その他 1本 投網 15cmにつき10節以下、長さ3m以内 筒 縄の長さ100m以内 柴漬 15束以内 延縄 針数100本以内 かご 3個以内 刺網 網の長さが30m以内 たも網 15cmにつき10節以下</p> <p>(2) うなぎの採捕期間は、4月1日から9月30日までの間で組合が定めて公表する期間とする。</p> <p>(3) もくずがにの採捕期間は、9月1日から11月30日までの間で組合が定めて公表する期間とする。</p> <p>3 全長制限 甲羅の幅5cm以下のもくずがにには採捕してはならない。</p>	<p>1 手釣・竿釣、穴釣、鮎掛、金突、延縄、柴漬 1日 500 1年 2,000</p> <p>投網 1日 500 1年 3,000</p> <p>刺網 1日 500 1年 5,000</p> <p>かご 1日 500 1年 4,000</p> <p>筒 1日 500 1年 2,500</p> <p>2 高校生以下は無料とする。</p> <p>3 手釣・竿釣、鮎掛又は投網で遊漁をする場合、遊漁の現場で納付するときは、500円を加算する。</p>	申間市淡水漁業協同組合 又は漁場監視員に納付

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)	遊漁料の納付方法
	住所	名称			
内共 第20号	串間市大字南方249番地	串間市淡水漁業協同組合	<p>1 本城川本流及び支流の内共第20号漁業権の区域で、あゆ、うなぎ又はもくずがにを採捕を採捕者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。</p> <p>2 漁具・漁法の制限 (1) 手釣・竿釣 うなぎ 3本以内 その他 1本 投網 15cmにつき10節以下、長さ3m以内 筒 網の長さ100m以内 柴漬 15束以内 延縄 針数100本以内 かご 3個以内 刺網 網の長さが30m以内 たも網 15cmにつき10節以下</p> <p>(2) うなぎの採捕期間は、4月1日から9月30日までの間で組合が定めて公表する期間とする。</p> <p>(3) もくずがにの採捕期間は、9月1日から11月30日までの間で組合が定めて公表する期間とする。</p> <p>3 全長制限 甲羅の幅5cm以下のもくずがにには採捕してはならない。</p>	<p>1 手釣・竿釣、穴釣、鮎掛、金突、延縄、柴漬</p> <p>1日 500 1年 2,000</p> <p>投網 1日 500 1年 3,000</p> <p>刺網 1日 500 1年 5,000</p> <p>かご 1日 500 1年 4,000</p> <p>筒 1日 500 1年 2,500</p> <p>2 高校生以下は無料とする。</p> <p>3 手釣・竿釣、鮎掛又は投網で遊漁をする場合、遊漁の現場で納付するときは、500円を加算する。</p>	串間市淡水漁業協同組合 又は漁場監視員に納付

漁業権 免許番号	漁業権者		遊漁についての制限の範囲	遊漁料の額(円)		遊漁料の納付方法
	住所	名称				
内共 第21号	小林市大字細野464番地	小林高原野尻漁業協同組合	<p>1 御池の内共第21号漁業権の区域で、あゆ、こい、うなぎ、ふな、わかさぎ又はおいかわを採捕する者は、遊漁料を支払い組合の承認を受けなければならない。</p> <p>2 漁具・漁法の制限</p> <p>(1) 手釣・竿釣 あゆ、おいかわ、わかさぎ 1本 その他 3本以内 あゆ引かけ、蚊針 1本 かせ針 20本以内 投網 15cmにつき8節以下、長さ5m以内 刺網 15cmにつき8節以下、長さ50m以内 筒 30個以内 延縄 4張以内、長さ50m以内 かご 3個以内、15cmにつき8節以下、竹又は針金製</p> <p>(2) うなぎの採捕期間は、4月1日から9月30日までの間で組合が公表する期間とする。</p> <p>(3) わかさぎの採捕期間は、4月1日から2月末日までの間で組合が公表する期間とする。</p>	<p>1 手釣・竿釣、あゆ引かけ、かせ針 1日 1,000 1年 3,000</p> <p>金突 1日 2,000 1年 5,000</p> <p>投網 1日 1,500 1年 5,000</p> <p>刺網 1日 1,500 1年 5,500</p> <p>寄網 1日 2,500 1年 7,000</p> <p>延縄 1日 2,000 1年 5,000</p> <p>筒 1日 2,000 1年 5,000</p> <p>かご 1日 1,500 1年 5,000</p> <p>2 中学生以下は無料とする。</p> <p>3 身体障害者又は70歳以上の高齢者は次のとおり。</p> <p>(1) 手釣・竿釣、あゆ引かけ、かせ針 1日 500 1年 2,000</p> <p>(2) 上記(1)以外の漁法 それぞれの額の半額</p>	小林高原野尻漁業協同組合 又は漁場監視員に納付	